

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第一号

東京都北区契約事務規則の一部を改正する規則

東京都北区契約事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項を削り、同条第五項中「協議会の行う東京電子自治体共同運営により提供する」を「東京都内の地方公共団体が共同で運営する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第四条の二第三項中「協議会に参加している」を「東京都内の他の」に改める。
第二十九条第一項中「十分の九」を「十分の九・二」に、「十分の七」を「十分の七・五」に改める。

第三十四条第三項中「協議会に参加している」を「東京都内の他の」に、「資格審査サービス」を「電子調達サービス」に改める。

第四十二条第六号を次のように改める。

六 契約不適合責任

第四十八条の二第一項第一号中「二億円を限度とする」を「四億円を限度とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、この限りでない」に改める。

第四十八条の三第一項中「一億円」を「二億円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が特に必要と認める場合は、契約金額の二割を超えない範囲内で、二億円を超えて中間前金払をすることができるとができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第一項及び第四十二条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区契約事務規則第四十八条の二第一項第一号及び第四十八条の三第一項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第二号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の十中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

付 則

この規則は、令和六年二月一日から施行する。

東京都北区家庭福祉員制度運営規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十六日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三号

東京都北区家庭福祉員制度運営規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭福祉員制度運営規則（昭和四十四年十月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「と者」を「と保護者」に改める。

第十六条第五号中「または」を「又は」に、「してはならない」を「しない」とに改める。

第十六条の二第三号中「してはならない」を「しないこと」に改める。
別記第六号様式中「㊦」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区家庭福祉員制度運営規則別記第六号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、
所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四号

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十八年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第四号までを削り、同条第五号中「私立幼稚園及び認定こども園」を「区立幼保連携型認定こども園」に改め、同号を同条第一号とし、同条第六号から第十三号までを削り、同条第十四号中「教育・保育給付認定」を「区立幼保連携型認定こども園の教育・保育給付認定」に改め、「並びに保育の利用調整及び保育料の徴収」を削り、同号を同条第二号とする。

第三条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二

条の規定により東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任されていた事務に係るもので教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会になされた申請その他の行為については、東京都北区長（以下「区長」という。）がした処分その他の行為又は区長になされた申請その他の行為とみなす。

3 改正前の規則第二条の規定により教育委員会に委任されていた事務に係る東京都北区規則（以下「規則」という。）等が制定施行されるまでの間は、当該事務に係る東京都北区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）等の規定をもって、規則等で定められた規定とみなす。この場合において、規則等で定められた規定とみなされることとなる教育委員会規則等の規定による様式については、処分に係る行政庁の表示その他必要な事項について、所要の修正を加え、使用するものとする。

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五号

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例施行規則（令和五年十二月東京都北区規則第八十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

放課後子ども総合	滝野川第二小学校		ン	滝野川小学校放課後子ども総合プラン	ン	後子ども総合プラン	西が丘小学校放課後子ども総合プラン	赤羽台西小学校放課後子ども総合プラン	西浮間小学校放課後子ども総合プラン		浮間小学校放課後子ども総合プラン	八幡小学校放課後子ども総合プラン	八幡小学校放課後子ども総合プラン	袋小学校学童クラブ第三							
滝野川第二小学校学童クラブ第一	滝野川第二小学校学童クラブ第四	滝野川小学校学童クラブ第三	滝野川小学校学童クラブ第二	滝野川小学校学童クラブ第一	滝野川小学校学童クラブ第二	西が丘小学校学童クラブ第一	西が丘小学校学童クラブ第一	赤羽台西小学校学童クラブ第一	赤羽台西小学校学童クラブ第二	西浮間小学校学童クラブ第二	西浮間小学校学童クラブ第一	西浮間小学校学童クラブ第一	西浮間小学校学童クラブ第一	浮間小学校学童クラブ第四	浮間小学校学童クラブ第三	浮間小学校学童クラブ第二	浮間小学校学童クラブ第一	浮間小学校放課後子ども教室	八幡小学校学童クラブ	八幡小学校放課後子ども教室	
東京都北区滝野川六丁目十九番四号				東京都北区西ヶ原一丁目十八番十号			東京都北区西が丘一丁目十二番十四号	東京都北区赤羽西五丁目七番五号			東京都北区赤羽台二丁目一番三十四号	東京都北区浮間二丁目七番一号					東京都北区浮間三丁目四番二十七号		東京都北区赤羽台三丁目十八番五号	東京都北区赤羽台三丁目十八番五号	
四〇	四〇	六〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四五	八〇	五五	五五	四〇	四〇	七〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇

滝野川もみじ小学 校放課後子ども総 合プラン				
滝野川もみじ小学 児童クラブ第三	滝野川もみじ小学 児童クラブ第二	滝野川もみじ小学 児童クラブ第一	室	滝野川もみじ小学 放課後子ども教 育
田端小学校児童クラブ第四				
東京都北区滝野川三丁目 七十二番一号				
四〇	四〇	四〇	／	四五

別表第三を次のように改める。

別表第三（第四条関係）

学童クラブ名
王子第五小学校学童クラブ第一
王子第五小学校学童クラブ第二
東十条小学校学童クラブ第一
東十条小学校学童クラブ第二
東十条小学校学童クラブ第三
なでしこ小学校学童クラブ第一
なでしこ小学校学童クラブ第二

なでしこ小学校学童クラブ第三	なでしこ小学校学童クラブ第四	都の北学園学童クラブ第一	都の北学園学童クラブ第二	都の北学園学童クラブ第三	都の北学園学童クラブ第四	都の北学園学童クラブ第五	西が丘小学校学童クラブ第一	西が丘小学校学童クラブ第二
----------------	----------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------

滝野川第五小学校学童クラブ第一

滝野川第五小学校学童クラブ第二

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六号

東京都北区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区食品衛生法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改める。

第六条中「省令」の下に「第六十七条の二第一項、」を、「第七十条第一項」の下に「（省令第七十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

別記第三号様式(裏)を次のように改める。

別記第四号様式(裏)を次のように改める。

別記第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

東京都北区長 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日 年 月 日生	
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあつてはその所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 （譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの又は法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等）		
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		

(裏)

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)		
	分割前の法人の所在地			
	分割年月日	年 月 日		
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (分割により営業を承継した法人の登記事項証明書)		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：			
	施設の所在地 (自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号)			
	(ふりがな)			
	施設の名称、屋号又は商号			
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入		営業の種類	備考
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
	番号	年 月 日		
備考				

(日本産業規格A列4番)

【許可・届出共通】

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

東京都北区長 殿

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 <small>※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。</small>	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	<small>※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。</small> <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	(ふりがな)	電話番号	
担当者	担当者氏名		
廃業年月日			

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
① 水道水 （ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区食品衛生法施行細則別記第三号様式から第六号様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第七号

東京都北区保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都北区保健所長委任規則（昭和五十年四月東京都北区規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十七号イ(1)中「省令」の下に「第六十七条の二第一項、」を加え、
「の規定（法第五十七条第二項）を」（省令第七十条の二第二項）に、「法第五十
六条第二項の規定」を「場合」に改め、「含む。」の下に「の規定」を加え、同
号イ(12)中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改め、同号イ(18)中「第七
第一項」を「第九条第一項」に改め、同号ロ(6)中「省令」の下に「第六十七条の二
第一項、」を加え、「の規定（法第五十七条第二項）を」（省令第七十条の二第二
項）に、「法第五十六条第二項の規定」を「場合」に改め、「含む。」の下に
「の規定」を加え、同号ロ(7)中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改め、
同条第二十九号へ中「第二十条第一項第五号」を「第十九条第一項第五号」に改め、
同号ト中「次に掲げるもの」を「ふぐの取扱いを行う営業に係る都条例第十七条第
一項の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、(1)から(9)までを削り、同号チ
中「次に掲げるもの」を「ふぐの取扱いを行う飲食店営業に係る都条例第十七条第
一項の規定による報告の要求及び立入検査」に改め、(1)から(9)までを削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第八号

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和六十二年六月東京都北区規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第九号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第十一号様式中「~~泔~~泔~~糞~~糞~~缶~~缶~~類~~類」を「~~泔~~泔~~糞~~糞~~缶~~缶~~類~~類~~類~~類」に改め、「~~④~~」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則別記第十一号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区水道法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年一月二十九日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第十号

東京都北区水道法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区水道法施行細則（平成十六年十二月東京都北区規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改める。

別記第十六号様式中「国土交通大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区水道法施行細則別記第十六号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、必要の修正を加え、なお使用することができる。